

第 1 回東京都廃棄物審議会 災害廃棄物部会

速 記 録

日 時：平成28年 8 月 3 日（水） 10:00～11:58

場 所：東京都庁第二本庁舎 31階 特別会議室21

○藤井計画課長 おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから、「東京都廃棄物審議会災害廃棄物部会」第1回を開催いたします。

本日は、お忙しいところ御出席を賜りましてありがとうございます。感謝、御礼申し上げます。私はこの部会の事務局を務めさせていただきます東京都環境局資源循環推進部で計画課長をしてございます藤井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今年、平成28年7月13日付で、東京都廃棄物条例第24条第2項の規定に基づきまして、東京都知事代理の副知事から、東京都災害廃棄物処理計画の策定につきまして、東京都廃棄物審議会へ諮問が付されまして、それを受けまして東京都廃棄物審議会運営要綱第7第1項の規定に基づき、この部会が設置されたところでございます。ただいま申し上げた規定の関係は、資料2-3に書かれているところでございます。後ほど、ここに触れさせていただきます。

この部会につきましては、東京都災害廃棄物処理計画の策定に向けて、専門事項を調査・審議することを目的といたしまして、東京都廃棄物審議会の会長より指名を受けた2名の方の東京都廃棄物審議会委員と、災害廃棄物処理の専門家でいらっしゃいます3名の方の東京都廃棄物審議会臨時委員で構成されておるところでございます。

また、審議会会長より、杉山委員が部会長ということで指名されていることを報告させていただきます。

本日御出席の委員の皆様は5名様でございます。部会委員総数の過半数に達してございます。審議会運営要綱第7第8項に規定にする定足数を満たしていることを報告させていただきます。

また、この部会につきましては、運営要綱第9第1項の規定に基づきまして、公開とさせていただきます。よろしく御承知おきください。

それでは、開会に当たりまして、東京都環境局資源循環推進部長の谷上より御挨拶を申し上げます。

○谷上資源循環推進部長 皆さん、おはようございます。

東京都環境局資源循環推進部長の谷上でございます。

開会に先立ちまして、私より一言、御挨拶を申し上げます。

経緯等は後ほど詳しく説明いたしますが、都は今年の3月に廃棄物審議会の皆様方に御議論いただきました東京都資源循環・廃棄物処理計画におきまして、災害廃棄物対策を主要施策の一つに掲げました。東京が首都直下地震に見舞われ大きな被害を受けると、都民の生命や財産、ひいては都民生活に甚大な影響を及ぼすことが想定されます。

更には、東京には経済や政治の中枢機能が集積していることから、被害が東京にとどまらず全国にも波及するおそれがあります。

こうしたことから、地震を初めとする各種災害に対しまして、日頃から十分に備えておくことが大変重要であると認識しております。

その中でも、我々、廃棄物を所管する部署といたしまして、がれき等の災害廃棄物をどのように処理するかということが、最大の課題でございます。

これまで、都では東日本大震災、それから伊豆大島の土砂災害におきまして発生した廃棄物を受け入れ、処理してきました。また、この春に発生いたしました熊本地震におきま

しても、これらの経験を生かしまして職員を派遣し、支援を行ってまいりました。言わずもがなでございますが、首都直下地震時に発生する4,300万トン弱とも言われている膨大な廃棄物の処理に万全を期すための体制や仕組みづくりが非常に重要になっております。

委員の皆様方には、この部会で災害廃棄物処理計画の策定に必要な事項につきまして、活発な御議論を行っていただくようお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○藤井計画課長 続きまして、部会委員の皆様方を御紹介させていただきます。資料1に名簿をつけさせていただいておりますので、この順序で御紹介させていただきます。

まず、遠藤委員でいらっしゃいます。

○遠藤委員 国立環境研究所の遠藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

○藤井計画課長 杉山委員でいらっしゃいます。

○杉山委員 常葉大学の杉山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○藤井計画課長 高田委員でいらっしゃいます。

○高田委員 廃棄物・3R研究財団の高田です。よろしくお願いいたします。

○藤井計画課長 平山委員でいらっしゃいます。

○平山委員 名古屋大学の平山でございます。よろしくお願いいたします。

○藤井計画課長 宮脇委員でいらっしゃいます。

○宮脇委員 明星大学の宮脇でございます。よろしくお願いいたします。

○藤井計画課長 どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

ただいま、冒頭で挨拶をさせていただきました谷上資源循環推進部長でございます。

○谷上資源循環推進部長 よろしくお願いいたします。

○藤井計画課長 順に追って紹介させていただきます。

その隣が調整担当部長の風祭でございます。

○風祭調整担当部長 風祭でございます。よろしくお願いいたします。

○藤井計画課長 産業廃棄物対策課長の須賀でございます。

○須賀産業廃棄物対策課長 須賀でございます。よろしくお願いいたします。

○藤井計画課長 一般廃棄物対策課長の新井でございます。

○新井一般廃棄物対策課長 新井でございます。よろしくお願いいたします。

○藤井計画課長 改めまして、計画課長の藤井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、続きましてお手元の資料の御紹介、御確認をさせていただきます。

先ほど、若干紹介させていただきましたが、お手元に次第と座席表がございますが、本日の次第の下につけさせていただいているものを御紹介させていただきます。

資料1が委員の皆様の名簿。

資料2からは部会の設置の経緯でございますが、まず資料2-1は災害廃棄物部会設置までの経緯。

その次、資料2-2は諮問書及び「諮問の趣旨」。2枚目が「諮問の趣旨」になっている2枚ペーパーでございます。

資料2-3は「東京都廃棄物審議会運営要綱」です。4ページございます。

続きまして、資料３－１です。計画策定の背景ということで、資料３の関係でつけていたしておりますが、資料３－１が「東京都災害廃棄物処理計画策定にあたっての背景及び計画の位置付け」ということで、３枚ペーパーのカラー刷りでございます。

その次が資料３－２、「各WGの設置目的及び所掌事項（案）」でございます。こちら４ページでございます。

資料４－１は、計画の中身について御議論いただく資料でございますが、「本計画において対象とする災害廃棄物（案）」でございます。２枚ペーパーでございます。

その次が資料４－２、「災害廃棄物処理を円滑に進めるための基本的考え方について（案）」でございます。こちら２枚ペーパーでございます。

最後に資料５です。「今後のスケジュールについて（案）」という１枚ペーパーをつけさせていただきます。

お手元、過不足はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

あと、委員の皆様方の机の上には、机上資料といたしまして、Ａ４のフラットファイルをつけさせていただきます。

中身につきましては、机上資料の１が、「東京都地域防災計画」の震災編の該当部分のコピー。

資料２が「東京都震災がれき処理マニュアル」。

資料３が国の「災害廃棄物対策指針」。

資料４「巨大災害発生時の廃棄物処理に係る対策スキームについて」、こちらも国の資料でございます。

資料５「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」。こちらも国の資料です。

最後は、私ども当審議会で御審議いただきました「東京都資源循環・廃棄物処理計画」の概要版と、この災害廃棄物関係に関する該当部分のコピーをつけさせていただきます。

こちらのファイルにつきましては、次回以降の部会におきましても御審議の参考にしていただければと思っておりますので、机上に置いていただければ、次回そのままこちらの方で御用意させていただきたいと思っております。置いたままで本日はお帰りいただいて結構でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

若干長くなりましたけれども、事務局からは以上でございます。

それでは、今後の議事進行につきましては、杉山部会長にお願いしたいと思います。

部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○杉山部会長　よろしくお願いいたします。

東京都廃棄物審議会会長より指名を受けまして、災害廃棄物部会長に就任いたしました杉山涼子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

何分、部会長として至らぬ点が多々あるかと存じますが、本部会の円滑な運営に努めて参りますので、皆様の御協力をお願いしたいと存じます。

この部会にお集まりいただきました委員の皆様は、それぞれに災害廃棄物処理につきましては、いろいろな御経験ですとか、知識に基づいた高い御見識をお持ちの方ばかりですので、実り多い議論をしていただけるものと考えております。

委員の皆様には今更ということかもしれませんが、若干今までの経緯とかを申し上げた

いと思います。

東日本大震災などにおける経験により、災害廃棄物処理に係る事前の備えや、大規模災害時においても円滑かつ迅速に適正処理を行うための措置が重要であるということが認識されておりまして、国では平成26年3月に「災害廃棄物対策指針」を策定するとともに、平成27年7月には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正が行われております。

東京都でも、平成28年3月に策定した「東京都資源循環・廃棄物処理計画」の中で、東京都災害廃棄物処理計画の策定を明記して、非常時の災害廃棄物処理を重要課題と位置付けられております。先ほどの部長のお話の中にもございましたけれども、首都直下地震などの大規模災害が発生した際には、非常に広範囲の被害が想定されております。その中で東京が果たすべき役割、責任というものは大変大きいものと考えております。災害に備えまして、平時より万全の準備をするために、この部会では東京都災害廃棄物処理計画の策定に向けて、様々な観点から幅広く御議論いただきたいと思いますと考えております。

この部会の審議は、単に東京都における災害廃棄物処理を検討するというにとどまらず、先進事例として、東京都の計画が各自治体で御参考にしていただけるように、都道府県の災害廃棄物対策のあり方について全国的に情報発信できるような場として参りたいと存じます。委員の皆様には、ぜひ活発な御議論をしていただけますように重ねてお願い申し上げます。

それでは、初めに部会長代理ということでお話しさせていただきます。

この部会長代理につきましては、「東京都廃棄物審議会運営要綱」第7第6項を御確認いただいた方がよろしいでしょうか。運営要綱につきましては資料2-3にございます。後ほど御説明いただけると存じますが、この部会長代理に係る部分についてのみ、簡単に御覧いただきたいと思います。この要綱の第7第6項を見ていただきたいと思います。2ページの上から7、8行目のところですが、「部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ当該部会に属する委員のうちから部会長が指名する委員がその職務を代理する。」ということになっております。それで、私から部会長代理を指名させていただきますと存じます。宮脇委員に部会長代理をお願いしたいと思います。

宮脇委員、また、ほかの皆様、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○宮脇委員 よろしく願いいたします。

○杉山部会長 ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

続いて、議事に移らせていただきます。

本日の議事は、先ほども御説明がありました議事次第に示されているとおりです。

初めに、議事(1)「東京都廃棄物審議会災害廃棄物部会の設置の経緯等について」、事務局から御報告をお願いいたします。

○藤井計画課長 それでは、私から報告をさせていただきます。

資料の2-1と2-2と2-3でございます。

まず、資料の2-1を御覧いただければと思います。

この部会の設置までの経緯ということで、上のところで書かせていただいております。東日本大震災などの経験によって、災害廃棄物処理に係る事前の備えや、大規模災害時における円滑かつ迅速な適正処理を行うために、措置が十分でなかったということが明らか

になったという中で、国の方で平成26年3月に「災害廃棄物対策指針」が策定され、また平成27年7月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、いわゆる「廃棄物処理法」が改正されたという経緯がございます。この中で、各都道府県は災害時に発生する廃棄物の処理について、計画を定めるということになっておるところでございます。

そういった流れを踏まえまして、東京都では平成28年3月に、この審議会で御審議いただき、答申いただいた「東京都資源循環・廃棄物処理計画」の中で、東京都災害廃棄物処理計画の策定を明記いただいたところでございます。その中で、この処理計画については、これまでの地域防災計画に基づいて作った「東京都震災がれき処理マニュアル」はマニュアルでございますので、どちらかといえば事務方担当者向けの手順書ということでございますけれども、こうしたものを包含いたしまして、震災だけではなくて自然災害全般について非常災害における廃棄物、それを災害廃棄物ということで対象とするという計画を作るというようにされたところでございます。

先ほど、冒頭に少し紹介させていただきましたが、資料2-2でございますが、先月13日、東京都知事が不在でございましたので、東京都知事代理・安藤副知事の方から、東京都廃棄物審議会の方に、文書によってでございますが、東京都災害廃棄物処理計画の策定について諮問させていただいたところでございます。

これを受けまして、審議会の会長から、具体的な内容について検討するため、災害廃棄物処理の専門家でいらっしゃる臨時委員、先ほど御紹介させていただきました3名の委員の方々を含めて、災害廃棄物部会を審議会の中に置くということが決まったところでございます。お手数ですが、資料2-3の運営要綱の2枚目の第7がちょうど部会のところになってございます。審議会が部会を設置するとございますが、「緊急を要する場合は、会長が部会の設置及び部会への付議を決定することができる。」とございまして、部会の委員の方々は会長が指名するとございまして、そうした経緯でこの部会が設置されたところでございます。

「部会の設置目的等」と書かせていただいておりますけれども、こちらから諮問させていただいた趣旨を申し上げますと、東日本大震災などにおける災害廃棄物処理の教訓などを踏まえまして、災害廃棄物処理対策における各関係機関がごいます関係主体や、都との役割、その業務の基本的な事項を定めた東京都災害廃棄物処理計画の案を策定していただきたいと。それで、この案の基本的な事項、いわゆる計画の位置付けや基本方針などにつきましては部会において審議していただくということでございます。

詳細は、資料2-2の「諮問の趣旨」のところにも書かせていただきました。具体的な検討をいただきたい事項につきましては、資料2-2の2ページ目でございます。「災害計画を実効性あるものとするため、次の事項について御検討いただきたい。」ということで、災害廃棄物の仮置場での保管や、中間処理での適正処理の確保に関する具体的な方策。2点目として、「都、区市町村、業界団体等の役割分担の明確化と各主体間の連携体制のあり方」ということで書かせていただいております。

こちらからの報告は以上でございます。

○杉山部会長　ありがとうございました。

それでは、委員の皆様、御意見、御質問などございましたら、ネームプレートを立てていただけますでしょうか。私の方から指名させていただきます。

平山委員、お願いいたします。

○平山委員 ありがとうございます。

1点だけ確認させていただきたいのですが、資料2-3の運営要綱の第9「会議の公開等」とあるのですけれども、その中で「ただし」の後ろに「特に必要があると認めるときは、非公開」ということなののですが、例えば、災害廃棄物処理計画の中でも、ある意味、東京都の廃棄物部局の危機管理の計画でございますから、例えば欧米とかそういったような危機管理の計画は全部公開するということはある部分もありますので、例えば、その仮置場のいろいろな情報であるとか、あるいは個人情報が入ったものであるとか、そういったものもございますので、この「特に必要があると認める」という場合の具体的なものが今の段階で何かあれば、こういったときにはそういったものは危機管理上、やはり出さないのであるとか、そういったお考えがもしあれば、お聞きできればと思います。原則、やはりきちんと公開していくことが前提だと思うのですが、危機管理を考えたときに特に非公開とする必要があると、この中に入っているのかどうか、そういったことをお聞きできればと思います。

○杉山部会長 それでは、事務局は答えいただけますでしょうか。

○藤井計画課長 もし、先生方の中から今回、この部会で活発な御議論をいただいて、こういったものも東京都の計画として含んでおいた方がいいのではないのかという御議論が当然おありかと思しますので、その中で今、平山先生がおっしゃったように、この部分はセキュリティ上伏せておく方がいいということが仮にございましたら、この部会の御議論の中で非公開という方法もあると思ってございます。

ただ、私どもは今回、諮問させていただいた中では、趣旨としてこの「東京都災害廃棄物処理計画」というのは公開のものを策定するということで想定してございますので、この計画の本文に関しての議論については、原則公開の中で議論いただいてもいいのかと思ひまして、冒頭で公開させていただきますと申し上げました。先生方の審議の中で、御意見等あれば、それによって議事を進めさせていただければと思います。

○杉山部会長 それでは、この件につきましては今、議論するわけではなくて、この公開、非公開ということにつきまして、ほかの委員の皆様から何か御意見とかございましたら、併せて伺っておきたいと思ひます。

では、宮脇委員、お願いいたします。

○宮脇委員 おっしゃるとおりで、公開原則できちんとやっていただければいいのではないかと考えております。

○杉山部会長 ということで、平山委員はよろしゅうございますか。

○平山委員 はい。

○杉山部会長 それでは、それ以外の御質問、御意見は何かございますでしょうか。

高田委員、お願いいたします。

○高田委員 意見というよりは、少し確認しておきたいことが2つございまして、今、資料2-1の上から2つ目のポツのところで、先ほどの御説明にもあったのですけれども、一番下の方です。震災だけではなく自然災害全般の非常災害において発生する災害廃棄物を対象とするという御説明があったのですけれども、一応、先ほどの部長様の御挨拶にもあったとおり、首都直下地震等の大規模災害が基本的には想定されるということですから

ども、災害に中規模みたいな言い方をするとちょっと不適切かと思うのですが、それよりも少し災害廃棄物の発生量としても桁が1桁、2桁少ないような、例えば風水害の類いのものですとか、そういったものについても対応できるような計画づくりを基本的には考えておられる。それも包含してということで、こういう形の表現になったのかなという形で私の方は理解したのですけれども、そういうことでよろしいのかどうなのかをまず1点目に御確認させていただきたいということ。

2点目は、同じ資料の下の囲いの部会の設置目的のところ、1つ目にも2つ目にもポイントがあるのですけれども、「業務の基本的な事項を定めた」という表現がございまして、審議するといえますか、検討する計画については非常に細かい、全てを網羅した形で細かく決め込んだような、がっしりした計画を作るというよりも、我々は、「基本的な事項」とここに書かれていますので、大枠、枠組みの中でこうあるべき、こうするべきという基本的な事項を、短い時間の制約ということもあると思いますので、そこを押さえるということで、またこの計画を受けて都の方で細部については定めていくというような形の解釈でいいのかどうかということ。この2点目も御確認させていただきたいと思います。

○杉山部会長 それでは、事務局、お願いいたします。

○藤井計画課長 御指摘ありがとうございます。まず、1点目の方でございます。

これは昨年度の「東京都資源循環・廃棄物処理計画」の中で、このような記載をさせていただいておるところでございます。

今回、「東京都災害廃棄物処理計画」ということで御審議をいただく中で、どの程度まで東京都は計画を定めるべきだという、そういう御意見が当然あるのかなと思ってございますが、事務局としてある程度考えていた中では、被害想定もあって、ある程度震災の被害想定に基づく対応ということも考えなければならないとは思いますが、先生が御指摘のとおり、どのような災害が来ても対応できるような柔軟性は当然あってしかるべきでございまして、風水害のときにも震災のときの想定がある程度生きるのではないかと考えてございますので、そのあたりは先に震災の被害想定ありきだけの議論にすることなく、フレキシブルに御審議いただければありがたいと思っていますところでございます。

2点目の「基本的な事項」というのをどこまで部会の審議の対象として考えているのかということでございますけれども、後ほど資料3のところ、WGの設置ということで御提案させていただこうと思っております。この部会の本会議そのもので基本的なところを御議論いただき、こういったところも少し事務的に詰めた方がいいという御議論があれば、各WGないし事務局の方で検討させていただいて、再度この部会の方に報告させていただくという段取りで精緻なところも詰めていけたらと思っていますところでございます。

○杉山部会長 ありがとうございます。

それでは、2つ目の御質問については、また後ほどWGについての御説明を伺ったところで、何かございましたら、おっしゃっていただければと思います。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、2つ目の議事ということで、「東京都災害廃棄物処理計画の策定に向けた議論の進め方について」、先ほどのお話しに出ておりますWGの設置というようなこともかわってまいりますので、こちらの御説明を事務局からお願いしたいと存じます。

○藤井計画課長 それでは、お手元の資料3-1と3-2について説明させていただきます。

す。

まず、資料の３－１でございます。

先ほど来の話と若干重複するところもございますが、先ほど部会設定の背景を説明させていただきましたけれども、そもそもこの計画をなぜ策定するのかといった、その背景の説明書きということで３－１に書かせていただいております。

繰り返しの話になりますけれども、平成23年３月11日の東日本大震災では、通常処理する一般廃棄物処理、また産業廃棄物処理といった廃棄物処理の想定量をはるかに上回る量の災害廃棄物が発生したところでございます。

東日本大震災以降も、下の方に示させていただきましたが、このたびの熊本地震でもそうございました。近年、大規模な災害が頻発しているという状況でございます。

国の方におきましても、東日本大震災をきっかけにそこでの知見を踏まえて震災廃棄物対策指針の改定が行われたということと、災害廃棄物対策指針が策定されたところでございます。このあたりは、本日のお手元の机上資料の方につけさせておるところでございますけれども、これと並行いたしまして、「巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会」が設置されて、大規模災害への対応を考慮した総合的な災害廃棄物対策の検討が継続的に進められたところでございます。その一つの成果という形で廃棄物処理法と災害対策基本法の一部が改正され、制度的にも国の方でそういったものが明記された上で、都道府県の方でも計画を策定するという位置付けがされたところでございます。

それで、私どもの資源循環・廃棄物処理計画の中でもこれを受けまして、本年度の災害廃棄物処理計画を策定するということが明記されたところでございまして、先ほど来の御説明でございますけれども、本日の審議会で議論し、御審議いただくとさせていただいたところでございます。

２枚目の２ページ目でございますけれども、これは今回作る災害廃棄物処理計画のイメージでございます。

まず、この災害廃棄物、災害に対する計画のたてつけでございますけれども、基本的には平常時に、こういった災害が起こる前の計画と、実際、熊本地震のときもそうございましたけれども、震災や大規模災害が起きたときに策定する実行計画という二段構えになるのかなと思ってございます。左側の網かけがないところが通常の計画で、縦にピンク色の網かけがかかっているところが、いざ地震が起きたときに策定するという国の指針と各計画ということになります。

廃棄物処理法と災害対策基本法が基本的にリンクして、ともに改正をされているところでございます。災害対策基本法に基づきまして、東京都では地域防災計画が策定されてございます。東京都全体の、いざ災害が発生したときにとるべきことが書かれておる基本計画でございますけれども、地域防災計画が策定されてございまして、かなり以前の話になりますが、阪神・淡路大震災が発生して、そこで大都市部での直下型地震が到来した際に被災家屋がかなり発生し、その廃棄物処理が大変だと、深刻な問題だということが明らかになったことを受けて、東京都地域防災計画の中に災害廃棄物として、ごみ処理とし尿処理と壊れた家屋のがれき処理ということが定められたところでございます。

それに基づきまして、先ほども紹介させていただきましたが、がれき処理の具体的な手順を定めるマニュアルを作っておるところでございます。今回こういった法改正がなされ

て、そこを改めて整理させていただいて、東京都災害廃棄物処理計画ということで、地域防災計画に基本的な事項が現在も書かれておるところでございますが、これはお手元の机上資料の方に地域防災計画の抜粋をつけさせていただいておりますけれども、ここも包含して東京都災害廃棄物処理計画というものを策定させていただきたいということでございます。

これをもとに、仮に不幸にも震災が発生して大量の廃棄物が出るということになれば、その右になりますが、東京都災害廃棄物処理実行計画を策定し、円滑に処理を進めていくということになるわけでございます。

それで、私ども東京都域の関係で都道府県の役割として計画を作るところでございますが、一方で都内の区市町村の皆様方にも法律上に基づいて災害廃棄物処理計画を作ってくださいと。こちらも二段構えというか、地域防災計画を各区市町村で作ることになってございますので、そこに基本的には災害時の廃棄物ということの規定が何らかなされているということでございますけれども、改めて災害廃棄物処理計画というのを策定していただき、いざ地震が起きたときには実行計画を作るという段取りで策定していただきたいと思っていますところでございまして、今回は狙いとしては東京都災害廃棄物処理計画というのは、計画を作るだけではなくて、都内の区市町村にもこうした計画をしっかり作っていただきたいということになるような、何らかの方向性を示すことができたらと思っておりますところでございます。

3 ページ目は、説明を省かせていただいてしまいましたけれども、国の方で定められた災害廃棄物対策指針と、大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針、そして大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画というところの概略を紹介させていただいているところでございます。

今回、御議論いただく東京都災害廃棄物処理計画のイメージについて、説明をさせていただきました。

以上でございます。

○杉山部会長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきましての御意見、御質問等ございましたら、おっしゃっていただければと思います。ネームプレートを立てていただかなくても人数が限られていますので。

○藤井計画課長　大変申し訳ございません。資料3-1しかまだ説明していなくて、恐縮でございます。資料3-2の方も説明させていただかなければいけませんでした。大変失礼いたしました。

○杉山部会長　続けてお願いいたします。

○藤井計画課長　よろしいでしょうか。申し訳ございません。

資料3-2の方は、「各WGの設置目的及び所掌事項（案）」ということで書かせていただいています。先ほど高田委員から御質問いただいた件の関係でございます。この計画については、「東京都震災がれき処理マニュアル」という、かなり実務レベルのマニュアルを抜本的に見直しというか、包含して、「東京都災害廃棄物処理計画」にまとめていくという中で、赤枠の中ですが、災害廃棄物の適正な処理を確保するために必要な改正に関する事項、（2）として、災害廃棄物の減量その他適正な処理の確保、生活環境の保全等

の措置に関する事項、（３）として、産業廃棄物処理施設の整備に際し非常災害に備え配慮すべき事項とございまして、とりわけその上の（１）と（２）を集中的に、少し実務レベルで議論をするという中で、この部会の委員にも入っていただいて、ワーキンググループを設置させていただければということで、御提案させていただきたいと思っております。

具体的には、２つの事項について２つのWGを設置いたしたいと思っております、その下になります。「災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を確保するために必要な体制に係るWG」、名前が長いのですが、体制づくりWGとでも申し上げたらよろしいのかもしれませんが、関係主体の適切な役割分担に関することや、関係主体間の協力・連携体制の構築に関すること、その他の事項ということで、少しページをめくっていただきまして２ページ目に委員の案を書かせていただいております。できましたら高田先生に座長を引き受けていただき、関係団体としてこの４団体、あと都内の区市町村、それと東京都、あと国の環境省を加えて、こうした形でWGを設置させていただければと思っております。

１ページに戻っていただきまして、その下です。「災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための処理技術、処理フロー等に係るWG」ということで、処理・技術WGというものでございまして、こちらが災害廃棄物の発生量や都内における処理可能量などを把握する。そして、仮置場の設置や運営に関する検討、その他収集、運搬、処分や再生に関する具体的な、主に技術面の検討になるかと思っております。

そうしたことを検討いただく体制といたしまして、３ページ目になりますけれども、遠藤委員と平山委員にぜひ入っていただいて、このWGで関係団体を加えて御議論いただければと思っております。

最後の４ページのところが、そのWGの所掌と、この部会の本会議の中で御議論いただくところをこんな感じで整理していただければいかがでしょうかということの試案でございます。その部分のところで、先ほど基本的事項と申し上げたのは、まずこの部分でございますけれども、計画の位置付けとか、災害時の実行計画の位置付け、こういった災害廃棄物を対象とするのか、こういった業務、誰が実施主体なのかという基本的なところと、各災害廃棄物対応の各団体の基本的な処理実行計画の策定に関することとか、そのあたりはこの部会の専管事項として審議いただくこととして、その他の細かい点、例えば体制づくりWGであれば、実際に総論のところで処理のロードマップを示すのとともに、それぞれ災害予防段階、初動段階、そういった中でこういった対応が必要なのかということをご関係機関とこのWGで議論を深めたいと思っております。

処理技術のWGの中では、少し技術面の関係でございまして、こういった技術を運用するのかとか、実際にがれきがどの程度発生し、それを実際、ここは先ほど高田先生からの御意見もございましたけれども、大規模なもの、中規模なもの、様々な想定がされる中でどう実際に動いたらいいのか、そこら辺のシミュレーションといったものもこのWGの中で審議いただければありがたいと思っております。

少し説明が至らなくて恐縮でございますが、以上の点について御意見いただければと思います。

○杉山部会長　ありがとうございます。

資料３－１、３－２につきまして御説明をいただきました。

それでは、委員の皆様から御意見、御質問等がありましたら、お願いしたいと存じます。ネームプレートを立てていただいても結構ですけれども、人数も限られていますのでちょっと合図していただければわかりますから、御遠慮なく活発に御議論いただきたいと思います。具体的なWGの設置などにつきましても案を示していただいておりますので、何か御意見等ございましたら。

どうぞ、遠藤委員、お願いいたします。

○遠藤委員 先ほどの議題の中で出たものとかぶるかもしれませんが、今、WGでやらなければいけないことと所掌ということでお話しいただいたのですが、自然災害全般についても幅広に議論というのは前向きでいいかなと思うのですが、実際にやることを考えますと、ある程度災害をここまで限定するという形でないと、なかなか出てくるものも違ってくるかなとも思いますので、ここで議論するのか決めていただくかはあれですけれども、離島等のことを考えると噴火、火山灰みたいなことまで含めて自然災害等という話にしてしまうのか、もう風水害ということまでは含めましょうということにするのかは、WGが始まって別々に議論を始める前に決めていただいた方がいいかなと思いました。

○杉山部会長 ありがとうございます。

今の点につきましてはいかがでしょうか。

○藤井計画課長 ありがとうございます。

まず、今ちょうど遠藤委員からありました離島の対応ですね。特に区部と多摩はある程度連続していると申しますか、区部で仮に地震が来ても多摩にも影響があるだろうし、その逆もあり得るという中で、場合によっては島しょであれば津波災害とか島しょ特有の問題等がある可能性はあるかと思っています。今も先生から火山灰という話もありました。様々な災害がある中で、ある程度柔軟に動けるような想定の中で少し考えるということであれば、区部直下、多摩直下、ないしは海溝型の大震災で出てくるがれき対策ということを先行して御議論いただいた方がいいのかと事務局的には思っておるところでございます。

今回、この審議会で、後ほどスケジュールの話をさせていただきますけれども、この中でまとめていただくことで全てが終わりということではなくて、様々な被害想定に基づいて、また関係機関と議論を重ねていきますので、こういった議論というのは継続的にやっていくことは必要かなとは思ってございますので、今回はここを重点的にということで絞っていただいて御審議いただくというのは当然あると思っております。そこも含めて、本日御意見いただければ非常にありがたいと思っております。

○杉山部会長 いかがでしょう。

今の事務局からの御説明につきまして、遠藤委員、何かお考えがありましたらお願いいたします。

○遠藤委員 まずは、直下型等の地震災害で被害想定がある程度評価されているものでないと発生量の見積もりというのはできないかと思うので、発生量がある程度想定できるような評価がされたものを対象にしてはどうかなとは思っていますので、やはり直下型等の地震で規模が変わった場合にはどうなるかというような話をまず集中的にというのが私の意見です。

○杉山部会長 今、遠藤委員からまず直下型等の地震から手をつけるのがいいのではない

かという御意見が出ました。

ほかの委員の皆様はいかがでしょう。今の件につきましてそれぞれお考えがあるかと思いますが、どうぞ御遠慮なく御発言をお願いいたします。

平山委員、お願いいたします。

○平山委員 先ほどの遠藤委員との関連した質問ではないのですが、1点確認させていただきたいのですけれども、先ほど事務局の方から御説明がありました資料3-1の方に書いてございますが、例えば今回、災害廃棄物処理計画を今年度、策定をしていくと。もちろん、先ほどの資料3-2の中で、検討すべき事項の中には、この処理計画の改定であるとか、見直しであるとか、そういったことはあるのですが、特に東京都防災会議が所管している地域防災計画との整合性を図り、ということはあるのですが、災害廃棄物処理計画を作って、その後に東京都の地域防災計画の改定といったものも、実際には他部局になると思うのですが、そのあたりの連携もきちんとできているのか、あるいはそういったこともこの中できちんと何か書いておかないといけないのか、そういったことはもう少し位置付け的な点で教えていただければと思います。

○杉山部会長 それでは、事務局、お願いいたします。

○藤井計画課長 ありがとうございます。

今回、諮問させていただいた経緯と地域防災計画の見直しをいつやるのかということと直接はリンクしていないところでございますので、平山先生がおっしゃるように、今回これで計画をつくったところで、地域防災計画にそれがいつどう反映されるのかというところは、正直、今の段階ではまだ不透明なところです。まだこれも確定している話ではないですが、熊本地震もありました。それで、新知事にかわったということもあり、様々な状況の中で、今後、災害の議論というのは当然、全庁的には出てくるものだと思います。そのことの整合性というのは当然、事務局としても考えなければいけないと思ってございますが、今回は、まず先生方から地域防災計画、これまでのものと全く違う計画ができてしまうと、それはそれでまたそこで調整ということが出てくると思うのですけれども、基本的な事項は地域防災計画に書かれているところでございますので、その範囲の中と言ってしまっただけではいけないのかもしれませんが、より具体的なところを定める計画をつくりたいと思っていますのでございます。

ただ、今回この審議会を通じて計画を策定することだけがアウトプットにということだと非常にもったいない、この審議会の中で御審議、御議論いただいてこういう御意見があったということは、それは計画をまとめるということだけでなく、今後、東京都が災害廃棄物の対応を考える上で、非常にそこは重きを置いてやらなければならないと思っていますので、計画プラスアルファのものというのは何らか御議論いただければ、それはそれで将来的な施策の展開ということを考えていきたいと思っていますので、幅広い御審議をいただくことはありがたいところでございます。

○杉山部会長 平山委員、今の件はよろしゅうございますか。何か追加で。

○平山委員 コメントなのですが、当然、この審議会の部会の中にも地域防災計画の中に書いてある関係機関、例えば建設局であるとか総務局の方々は出席されてはいると思うのですが、やはり地域防災計画に載るということは、やはり都の中の全部局が、環境局がどういったことをやるのかというのをきちんと目に通す話になりますので、しかもそれがき

ちんとしたオフィシャルな計画としてということですので、実際に環境部局としてこういったことをきちんとやっているのだといったものを今後の動きの中でもしっかりと示していくといった意味で、ただ単に整合性を図るというだけではなくて、他の部局をどう巻き込んでいくのか、あるいはどうやって巻き込んで、がれき処理を適正にやっていくのかという視点でしっかりと考えておかないといけないと思いますので、そのあたりの連携になると思うのですが、ぜひ進めていただければと思います。

○杉山部会長　ありがとうございます。

よろしいでしょうか。お願いいたします。

それでは、それ以外にも御質問、御意見はあろうかと思いますが、いかがでしょうか。

宮脇委員、お願いいたします。

○宮脇委員　災害廃棄物処理計画、都で作られるものと、それから先ほどちらっと出てきていた、多分これは環境省が作られるのだと思うのですが、行動計画というのがまだできていない段階で、こちらの方は連携があるという絵に2ページとかはなっているのですけれども、このあたりの行動計画でどのようなことが書かれてくるのかというのは随時、こちらの方に少し情報を提供いただけるとかいうことにはなるのですね。一応、確認です。

○杉山部会長　お願いいたします。

今の御質問は、資料3-1の2ページ目ですか。

○宮脇委員　3-1の2ページのフロー図のようなものが、位置付けなのですけれども、地域ブロックについては災害廃棄物対策行動計画というのができてきて、それと東京都の関連があるのでよねという話です。

○杉山部会長　それでは事務局、お願いいたします。

○藤井計画課長　3ページの方にそれぞれの概要等、一番下のところでございますね、「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画」ということでございまして、各ブロック単位で災害廃棄物対策として期待されている事項等をまとめていくとなっているもので、一番下に書きましたが、関東ブロックでは今年度に策定が予定されているとございますので、何らかの新しい情報がありましたら、まだこちらの方で報告させていただきたいと思います。

それで、今の話は平常時の、ちょうど2ページの資料の、国の災害廃棄物対策指針に基づくブロックごとの対策行動計画というものでございます。

右側の実行計画というのは、実際に災害が起きたときに策定するものでございますので、今回の処理計画の中にある程度災害が起きたときにはどういう実行計画を作るべきだということをあらかじめ包含しておくような、そういう内容の計画にしていいただければありがたいかなと思います。

○宮脇委員　では、実行計画に書くような、何となく素案のようなものも付属としてできるというようなことになるのでしょうか。実際、これは災害が起きたときに実行計画をというような先ほどの御説明だったのですが、実際には災害が起きたときにももちろん作るのですけれども、それに続くというか、その場で震災が起きた直後にすぐできるようにということで、ひな形といったら変でしょうけれども、そんな形のものも一応はこの計画の中に少し盛り込んでいくというような形なのですか。

○杉山部会長　そのあたりいかがでしょう。

○藤井計画課長　そこもここでの御審議の範囲かなと思うところでございますが、先生がおっしゃるように、ある程度災害時に混乱しないように、ひな形までできるかですが、実行計画にどういった項目を少なくとも書かなければならないのかというところは、計画に明記した方がいいのではないかと考えてございます。

それで、がれき処理マニュアルの中にもある程度、実際に災害が来た際にどういった段取りでという中で、各第1段階ですね。このときは東京都震災がれき処理基本計画という名前でご呼んでございましたが、そういったものを策定するということが書かれてございすけれども、ひな形になるのかどうなのか、そこは今後の御審議の中での話かもしれませんが、ある程度発災時に混乱しないような対応がとれればと思っております。

○杉山部会長　よろしいでしょうか。ありがとうございます。

○平山委員　済みません、いいですか。

○杉山部会長　はい、どうぞ。

○平山委員　今の宮脇委員の質問に関連してなのですが、先ほどの処理実行計画と処理計画なのですけれども、これも環境省の方で整理をされた中でそういったものをしっかりと考えておかないと、災害に立ち向かうことができないのだと。

ただ、どういった概念かは資料3-2の中に書いてあるので、この部会と各WGでも検討すべきことだと思うのですが、実際には処理実行計画をどうやって作るのかといったところまできちんと書き込まないといけない。今の地域防災計画の中では、がれき処理部会といったものがきちんと明記されていて、その業務が書いてあるのですが、ではその業務の中でやるべきことを誰が、いつ、どのように、どういうアウトプット、どういうドキュメントを整理していくのか、といったところまで書き込んだものが処理計画だと理解すべきだと思っていて、その処理計画に従って処理実行計画、例えばがれきがどれだけの量でどういう処理フローを描いていくのか、どういう処理方針でやっていくのか、そういったことを考えていくと、実際にこの中でひな形を作ることもそうなのですが、今回の資料3-2の検討事項の中で、特に下の継続的見直し、対策訓練とありますけれども、その訓練をやる中で処理実行計画を作って、要は想定災害の中で実行計画を作るといったものをやはり繰り返していかなければいけない。そういう考え方をぜひこの計画の中で、あるいは処理計画と処理実行計画の位置付けの整理として組み込んでいただければ、今の宮脇委員の指摘に答えることになるのではないかと思いますので、ぜひそういう視点を組み込んでいただければと思います。

○杉山部会長　ありがとうございます。

何か事務局の方で、それに対してございますか。

○藤井計画課長　承知いたしました。

○杉山部会長　それでは、引き続き(3)の「東京都における災害廃棄物処理の基本的な考え方について」ということで、今既に委員の皆様からいただいております御質問なり御意見なりというのは、かなり(3)の内容にもかかわってくるかと思いますが、どうでしょう。一旦ここでWGを設置することについて、委員の皆様の御了解をまずいただいて、その後、議論を続けていった方がよろしいようにもと思いますが、いかがでしょう。そういうことでよろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○杉山部会長 それでは、先ほど事務局からも御説明いただきまして、また各委員から様々な御意見もいただいております。WGを2つ設置しまして、そこで実務的な議論を行って、その結果をそれぞれのWGの座長からこの部会に報告をしていただいて、計画に反映することとしたいと存じますが、御了解いただけますでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○杉山部会長 よろしゅうございますか。ありがとうございます。

異議なしとさせていただきます、この体制で計画の議論を進めて参りたいと存じます。

続いて（3）の議事です。こちらの資料も御説明いただいた上で、先ほどからもう既に議事の（3）にかかわる部分もいろいろと御意見をいただいておりますので、更に議論を進めていただければと考えております。

では、「（3）東京都における災害廃棄物処理の基本的な考え方について」、資料4-1、4-2の御説明をお願いしたいと思います。

○藤井計画課長 承知いたしました。

では、資料4-1、4-2を説明させていただきます。

既に、先ほど来から様々な御意見をいただきましてありがとうございます。皆様方の御審議いただく参考になればということで用意した資料でございます。

資料4-1でございます。計画の対象とする災害廃棄物の案でございます。

まず、1つ目の丸ですけれども、対象とする災害廃棄物や、地震や津波等の災害、こちら辺は先ほど来の話で、どこまでの想定ということで、まずは直下型地震を想定した中ということになるのかもしれませんが、発生する廃棄物や、直接的ではないですけれども、震災によって避難する方や被災された方の生活に伴って発生する廃棄物ということでございます。災害時の廃棄物処理には通常の生活ごみや事業系の廃棄物の処理に加えて、そうしたごみをプラスアルファで災害廃棄物として処理しなければならないということでございまして、そうしたものを円滑に処理する必要があるという範囲のものが災害廃棄物としてこの計画の対象とすべきかなと思っておりますのでございます。

それで、これは廃棄物処理法の世界になりますけれども、産業廃棄物ということで20品目指定されているもの以外は一般廃棄物ということになりますが、その中でも、下に「家庭ごみ・し尿」と「事業系一般廃棄物」と書きましたが、通常生活で出てくるものや通常の事業活動で出てくるものは通常の廃棄物ということでございますけれども、そのほか、この赤の枠線の中で、被災された住民の方が排出する生活ごみ、その中でわざわざ括弧で、「通常生活で排出される生活ごみは除く」と書きましたけれども、被災されたことによって出てくるごみ、それと避難施設で出てくるごみ、被災した建物の解体、撤去によって発生する廃棄物、道路啓開で道路上に漏れ出た建物の廃棄物を除去して出てくるもの、それと「被災施設」と書きましたが、これは「避難施設」の誤植でございます。避難施設で仮設トイレを臨時で設置することに伴って出てくるし尿ですね。通常の下水で処理できないものということになります。

そして、被災した事業所からの廃棄物。事業活動に伴って出てくる廃棄物は当然、産業廃棄物ないし事業系一般廃棄物となりますので、被災した事業所から出てくる廃棄物。一般家庭や事業所において処理の必要性が生じた処理困難物。その他災害に起因する廃棄物ということでございます。

ここをどこまでが災害廃棄物という範囲で計画に書き込むのかということは、内部的にもかなり迷っているところがございます。と申しますのは、これは災害廃棄物ということになれば国庫補助の対象になるところでございますけれども、仮に大規模な企業の構造物が倒壊した場合に、その処理責任は誰なのかというところの問題が出てきてまして、大規模部分を含めて国庫補助の対象になるのかどうかというところの議論は当然あるかと思うのですけれども、ただ、今回この災害廃棄物というものが、いわゆる災害ということに伴ってプラスアルファで出てきたものということであれば、ある程度その大企業対象のものを含めて事業活動とある程度広くとる方が望ましいのかという意味で、被災した事業所という形で特段事業所の範囲を限定しないで書いておるところでございます。ですから、これが全て公費で対象とするものかという議論と、災害廃棄物で計画すべき対象というところが必ずしもイコールにならない可能性はあるのかなと。そこら辺も正直言って悩んでいるところがございます。今回は、公費で手当てすべき対象ということに限定せず、計画で災害廃棄物というのを広くとった方がいいのではないかと、これは事務局からの御提案でございます。

2 ページ目については、これは国の方の災害廃棄物対策指針で、今申し上げた廃棄物はこのようなものが想定されるだろうということで、具体的な廃棄物の種類を参考につけさせていただいておるところでございます。

資料の4-2にまいります。こちらは今、計画の範囲ということで示させていただいた災害廃棄物処理を円滑に進めるための基本的な、理念的な考え方ということで、論点をまとめて、「基本方針として掲げるべき事項」とさせていただきましたが、計画的な対応や処理が必要であろうということで、先ほども御意見をいただきましたけれども、発生量や、道路や施設の被災状況とか、処理、処分状況等を踏まえた上で効率的な処理を推進するというのが一つの理念としてあるだろうということと、効率性だけではなくて、やはりリサイクルの推進、徹底した分別、選別によって、貴重な埋立て処分場をこれで使ってしまうのもいいのかということが議論としてあるかと思えます。

そして、若干トレードオフになるかとは思いますが、適正処理を徹底するということ、リサイクルを徹底するということになると、それは当然ある程度時間がかかるという中で、時々刻々と変化する状況に応じてできる限り迅速性ということも考えなければならないだろうと。そして、混乱状況であっても最低限環境に配慮した適正処理というのは当然やらなければいけない話だろうということと、こうした夏場であれば、衛生面、廃棄物処理法の一つの衛生処理ということも重要な観点としてありますので、衛生処理という観点。それと、通常の業務のマニュアルとかなり違うものが起こるという中で、安全性の確保ということも重要な論点としてあるだろうと。

ここまであって、そうは言っても例えば公費を投入してやるということになれば、際限ない公費投入ということもなかなか難しい中で、経済性ということも考えなければならないということで、ここで方針として立てなければいけない7本の視点というのがあるのですが、この中でどこら辺に重きを置いて計画としてつくり上げていくのかというあたりは、ぜひ御意見を頂戴できればと思っていますところ です。

そして、処理方法についての論点ということで、また幾つか書かせていただきましたが、今、迅速性ということと最終処分量を減らしてリサイクルを進める。これがトレードオフ

になりかねないところがございますけれども、そういった中で実現していくためには、やはり仮置場でうまく処理、さばかなければならないかなというところがございます。一次、二次という、一次は被災地に非常に近いところにある程度手厚くですね。東京でも区部にはなかなかオープンスペースがないので難しいところはあると思いますが、できるだけ近くに一次仮置場を置いて、そこでまず搬入時の分別を徹底するというのと、ある程度の広さを持つ二次仮置場というものを作って、運搬の効率を上げるという中で、二次仮置場では仮設、臨時の施設を作ってより精緻な選別をする。その設備としてはどういうものが想定されるのかというあたりが論点としてあるかと思っております。

それと、危険物、有害物ですね。石綿とかPCBとかそういったものを含めて、どうこれを周知徹底させていったらいいのかというあたりが処理方法の技術面では論点としてあるかと考えてございます。

そして、処理主体の論点では、基本的には先ほど一般廃棄物という枠組みで整理させていただいておりますので、当然、一義的な処理責任は市町村が負うという中で区市町村の処理能力というのはどの程度あるのかということ把握し、それを相互にどのように協力して展開し活用していくのか。更には、区市町村単独でできないという場合に、どういった処理主体が考えられるのか。そのときに都がどう応援に協力できるのか。更にもっと踏み込んで言えば、今回、熊本の地震では熊本県内の自治体が県に事務委託をしているということもございました。こういった自治法に基づく委託・受託のケースということもどういった場合に想定されるのかということも、一つの論点としてあるだろうということで掲げさせていただいております。

2ページ目は念のためでございます。これまでいろいろこの関係で私どもが議論していた中で、今、一次仮置場、二次仮置場の関係も御説明させていただきましたけれども、できる限り被災現場で分別を一次仮置場で徹底し、二次仮置場でこういった6分別のようなものなのか、こうした形でできる限り最終処分量を抑えるという形のフロー図というイメージなのかということで、これはあくまでも議論の際のイメージ図ということで示させていただいたものでございます。

資料については以上でございますけれども、ここにとどまらず御意見をいただければありがたいと思っております。

○杉山部会長 御説明ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から様々な御意見、御質問があろうかと存じますが、まず先ほど既に御意見いただいております、災害の範囲といいましょうか、直下型にある程度絞った方がいいのではないかという御意見も遠藤委員からいただいております。処理計画の範囲という部分について、事務局からはそれも議論してもらいたいというようなお話しでしたので、各委員から、災害廃棄物といってもどの程度の範囲で災害というものを捉えるか、最初にその辺の御意見も伺っておいた方がよろしいのではないかと思います。いかがでしょう。御忌憚のない意見をいただければと思います。

はい、宮脇委員、お願いいたします。

○宮脇委員 先ほど、遠藤委員からもお話がありましたが、基本的に廃棄物処理の場合は処理と時間の関係が非常に大きいと思いますので、例えば水害とか、東京都内で発生されると想定されるような通常の災害の中でも、水害等についてはそれなりの期間があれば十

分に対応できるような状況にあるのではないかと考えておりますので、やはりここでは極端に大きい廃棄物の発生量が想定されるような災害ですので、先ほど遠藤委員がおっしゃられたような直下型とかを想定したようなものをまず第一に、重点的に取り組んではいかがかないと考えております。

以上です。

○杉山部会長　ありがとうございます。

それでは、平山委員、高田委員はいかがでしょう。最初にその辺のイメージをある程度そろえておきませんか、それぞれのイメージで余り話が進んでいってもいかがかと思えます。主としてどこか、災害といっても特にこの部分ということである程度絞った方がいいのではないかという御意見を宮脇委員に、そして先ほどは遠藤委員からもそのような意見をいただいておりますけれども、どうでしょう。

では、高田委員、お願いいたします。

○高田委員　流れからいうと逆方向のような発言になるかもしれないのですが、確かに先ほどのこの部会の方で様々な、例えば処理フローを考えたりとか、仮置場でのそういうものを考えたりするときには、ある程度そういう想定をかつちりしておかないと、という遠藤先生のおっしゃる話はそのとおりだとは思っておりますけれども、しかしながら、ある意味では最近、風水害等についても、それこそスーパー台風とか、昨年度は鬼怒川の氾濫とかそういったものがあって、かなり大きな風水害が出るというようなこともありますし、余り考えたくはないのですが、大規模な火山噴火が起きたりして、それこそ富士山が噴火したりすると、東京の方にたくさん火山灰が流れてくるということも考えられるわけなので、まずはおっしゃったように、優先的に地震災害等を対象に処理フローその他は考えてというのは、私はそれで問題はないというか、そうすべきかなと思うのですが、計画全体としては、今、私が申し上げたようなものにも包括的には対応できるような部分で、細かい技術検討の部分では、まずは地震災害を対象にしてということに異論はないのですが、トータルとしては地震災害に対応するだけの計画をつくれればよいよ、という話ではせっきくの検討の機会ですので、どういう形のものがあれば風水害とかその他の災害にも対応できるというような部分についても、目配りはやはりしておくべきなのではないかなとは考えるのです。

○杉山部会長　ありがとうございます。

そのあたりはいかがでしょう。一応3月までというめどはあるのですが、その後もまた議論を重ねてというようなことも先ほど事務局からお話もありましたけれども、計画をどこまでに最終的なものをどのぐらいの期間でというようなことをイメージとしてお持ちでしたら、お伺いします。

○藤井計画課長　もしよろしければ、資料5の説明を先にさせていただいた方がいいかもしれません。よろしゅうございますでしょうか。

○杉山部会長　お願いいたします。

○藤井計画課長　今後のスケジュールということで、先にこちらだけ説明させていただきますと、最終的なゴールとしては年度末を目途に、審議会の総会で答申という形で計画をいただければと思っております。その間に一旦、中間のまとめをこの部会でいただき、総会に諮ってパブリックコメントという段取りを考えていますので、なかなか先生方にお忙

しいところ恐縮でございますけれども、この夏から秋、冬にかけて活発な御議論をいただいて、何らかの形のものはまとめたと思ってございます。

その中で、ある程度具体的な計画の中に盛り込むべき仮置場とか、そこら辺のイメージを持つためには直下型地震という形の想定がある程度あった方がいいということなのかもしれないかと思っておりますが、高田先生から御意見いただいたとおり、東京都の計画として出すので、風水害、その他の災害にも対応できるようなものという御視点は、確かにそういったものをまとめていただければありがたいということでございます。

ですから、風水害編だということをやらなければならない、震災編だということ、富士山の噴火のときにはこういふことと、3つの計画を作るというイメージではなくて、まずは震災をある程度想定したのですが、風水害、その他にもこれを活用する方向性というところを何らかの中で御議論いただきつつ、次年度以降、具体的な風水害であれば、よりこういったところに重きを置いてということの検討ができればと思っております。

○谷上資源循環推進部長 最初、資料2-1で御説明したとおり、去年作った処理計画の中では、震災だけでなく自然災害全般の非常災害における廃棄物の処理方法をまとめた計画を作るという形で明記していますので、これから作る災害廃棄物処理計画につきましては、震災以外、風水害も我々はいれたいと考えておりますけれども、一番広域的な処理が必要なのはやはり震災ですので、それを第一義的に議論していただくのは全く結構だと考えてございます。

例えば、東京都内につきましても主要河川がございますので、それが決壊した場合にどういふ被害が出るのかと。いろいろながれき等も出ますので、それが例えば震災編で考えたときのような体制だとか仕組みがうまく活用できれば、それはそれでまとめていただくのがいいのかなと思っておりますし、いや、そうではないよ、やっぱり個別にやらなければだめだよという話になってくれば、それはそれで来年度以降、もしくは課題という形で計画の中に盛り込んでいただければと今のところは考えてございますので、まずは震災を一番冒頭に考えていただいて議論していただくのは結構ではないかと考えてございます。

○杉山部会長 ありがとうございます。

平山委員、どうぞ。

○平山委員 正直、非常に悩ましいところだと思うのです。理想論を言えば、やはり計画というのはマルチハザードであるべきだと思います。

もっと理想を言えば、資料4-2の2ページ目に、実際に処理フローを災害時に作っていかないといけない。ここは標準処理フローと書かれていますけれども、こういった処理フローを実際に災害が起こったときには、各区市町村に書いていただかないといけない。それが書けなかったら、都がどうやって支援していくのかということを計画の中に書かないといけないですが、理想を言えば、これは例えが極端なのですが、例えば私が処理計画を渡されて、いろいろな情報を渡されて、この処理フローを書けと言われて書けるような計画に理想的にはならないといけない。つまり、部外者や応援者でもいろいろな情報を持ってきて、どういったことを検討して、どういったことをチェックして、どういうデータを見て、どういう情報を集めてということをやれば、これがつくれますよといったものが、そういうやり方が書いてあるのが本来の処理計画だと思うのです。それが理想だと思うの

です。当然、そう考えていくと、やはり災害によっていろいろな状況が出てくるので、マルチハザードであるべきだと思うのです。

ただ一方で、具体的にどういう資源があるのか、どういうリソースがあるのかといったようなことを考えていくと、やはり具体的な災害像がないと考えていけない。あるいは、計画として詰めていくことができないという部分もございます。なので、まずは、実際に計画として策定するのは今年度かもしれませんが、当然、この計画の中には今後の訓練であるとかを記述するところがありますので、今年度は地震で考えた。次年度は、訓練の中でハザードとしては水害、例えば内閣府が、ハリケーン・カトリーナの後、2006年に首都圏大規模水害で、高潮との複合災害の想定をしまして、そのときは江東デルタの地域で2カ月ぐらい水が引かず、がれきが1,700万トンぐらい出る、そういったような検討もされていますので、例えば次年度は水害を対象にして訓練をやっていく、という形でマルチハザードに対応できるような災害廃棄物処理計画の実効性を持たせるロードマップについても、もしかすると処理計画の中に検討しておいてもよいのかな、とは思うのです。

ですので、私の意見とすると、地震編、水害編、あるいは火山編というのを作るのはやめましょうよ。ただ、そういったものを当然、最初から全部100点のものはできないと思いますので、理想的なものはできないと思うので、その処理計画の中でも、その処理計画を、どうやって実効性を上げていくのか、あるいはうまく対応できていくものにするのかといった方法まで少し書き込むような形で御検討いただければいいのではないかなと思います。

○杉山部会長　ありがとうございます。

ほかの委員、いかがでしょうか。何か追加で御意見等ありましたら。

そうしますと、対象として直下型地震というようなものを中心としながらも、幅広く災害を捉えて、今の平山委員のお話の中にもありましたけれども、実効性が伴った形での処理計画にしていくというような考えでよろしいでしょうか。いかがでしょう。ここは、最初の皆さんのイメージを共通にしておきませんと、それぞれWGもございますので、その中で違う方向になってしまうと、またつらいところが出てくるかもしれませんので、もし御意見等ありましたら、忌憚のない御発言をいただければと思いますが、そのあたりいかがでしょう。限られた時間の中であれもこれもできないけれども、あれもこれもマルチで考えておくべきだということも非常に重要なところだと思いますが、そのあたりで遠藤委員、何かもしございましたら。

○遠藤委員　まだ余り具体的なイメージができ上がっていないので何ともあれなのですが、先ほど、皆さんの方から御意見をいただいて、基本的には地震、津波ですけれども、例えば、風水害、火山については共通事項としてはこれです、高潮の場合はこれです、追加検討事項はこれです、みたいなまとめ方は十分にできるかなとは思っていますので、それはそういった形でよろしいのかなと思っています。

実効的な処理計画をというところについては、どこまでを書くかという形になるのかというイメージがまだ余りついていないので、やりながらかな、という気はしております、書き過ぎても後の実行計画に支障が出てあれです、書かな過ぎてできないのもまずいので、そこら辺は恐らくWGの中での調整なのかなと私は思っております。

○杉山部会長　ありがとうございます。

ほかの委員、いかがでしょうか。あるいは、事務局からその件についてございましたら。

それでは、ある程度今の委員の皆様の御意見を伺っていますと、中心としては地震であり、津波であるけれども、災害全般のことを念頭に置きながら、中心としてはそこを扱って、実効性については動かしながらやってみようということで、現段階ではそんなところでよろしゅうございますでしょうか。

それでは、先ほどからいろいろと議論をいただいておりますけれども、資料4の特に2でしょうか、基本的な考え方というところでは、各委員から様々な御意見があろうかと思えますので、どなたからでも結構ですので、御意見、御質問を頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。

高田委員、お願いいたします。

○高田委員 今、4-2という話があったのですけれども、ちょっと4-1の方で。

対象とする廃棄物という御説明があったのですけれども、これはある意味割り切りをしないといけないので、こういう御提案というか、資料作りになったかと思うのですけれども、実際に災害が起きたときのことを考えますと、これはこっちだからこの処理の対象外だよと、なかなかそうはいかないのが現実だと思うのです。

例えば、ここではふだんの生活ごみは対象外で、避難によって出されたものは対象となるという形に考えているのですけれども、これは平時で考えるとそう割り切りたいという形になるのですけれども、実際に例えば今年の熊本の地震では、一般廃棄物の処理施設がかなり被災して、生活ごみは処理できなくなってあふれてしまうという状態になりまして、これを主に九州内の各都市の焼却施設に依頼して焼却処理をするというようなことをされて、収集支援も全国各地からたくさん来られたというような形になってまして、このときには避難所から発生したものと、生活をされている各お宅から排出されたものを特に区別することはできないというか、避難所を収集したパッカーと家庭のステーションから収集したパッカーで行き先が違ふということは基本的にはあり得ない状態になっていたと思います。そういうこともありますので、非常災害時に平時で割り切ったようにこういうふうにして対象にするというのは、一つの割り切りの表現ではあるのですけれども、この辺のことはなかなか現実的にはそううまくは区別できないのかなということを少し気づいたというか、指摘させていただきます。

もう一つ、被災した事業所のごみの話もあるのですけれども、これも基本的には平時の割り切りとしては御説明のとおりだとは思っているのですけれども、例えば工業地帯で、コンビナートの地区が被災するというような形のものが起きると、先ほど御説明された有害危険物というのはまたもっと別の話で、コンビナート災害などが起きた場合には、消防さんでないとほとんど手が出せないような危険物、特殊な有害物、こういったものが災害により廃棄物となって出てまいる場合がございます。

こういったものについては、基本的にはここで対象とする、しないというよりも、平時からこういった場合にはどこがどう担当して、例えば、事業者は当然、被災してなるべくそういうものが廃棄物にならないような対策を平時からとっておいていただくこと。それから、災害によってこういったものが使えない状態になったときには、その事業所の責任で処理しますよ、あるいはそういったものを普段の災害の協定といいますか、自治体と都と、例えばその事業者との協定とかによって分担を先にもうはっきりしておくという方法

をとって処理するような流れを作らないと、いやこれは処理責任は都にあるから都が処理とか、区にあるから区が処理しに行くというような話には基本的に割り切れない形があるので、多分その計画の中にもそういったものは最初からさばいておきましょうということを書き込んでいかないといけないのかな、と思いました。

だから、こういったものについて、きっちり割り切ってこういうふうには赤線で範囲を切るというよりは、今、言ったような部分もありますので、そういったものをある程度、現実にはこういうことが起こりますよということを想定した上で、余りきっちりした線引きをし過ぎるというよりも、今、私が申し上げたような書きぶりに計画としては考えていった方がいいのかなと思いました。

以上です。

○杉山部会長　ありがとうございます。

今の件で、事務局、いかがでしょうか。何かございますか。

○藤井計画課長　ありがとうございます。

高田委員がおっしゃるとおりで、実際、熊本にしても確かにどこで線引くのかということはあるのかと思ってございます。それで、熊本の話で職員を派遣していた関係がございいますので、被災した家屋、建物から出てきたものが結構、路上に出て、それが通常のごみとして出されているものも混ざって処理されるという中で、実際に清掃工場が被災したので仮置場という話であったと記憶してございますが、処理責任の話も当然ありますし、例えば、粗大ごみであれば、通常は23区であれば有料シールを貼って収集する、あるいは予約の上で収集するというスキームが、震災が来たらそれが回るのかという議論もありますので、本質的には通常生活が営めるのであれば、そういうシールを貼って出すということなのでしょうけれども、そうしたことが考えられなければ、当然、直接被災してなのか、その被災の証明がなければ受けられないということまで厳密にやらないまでも、災害廃棄物ということである程度計画で考えなければいけないのかと思ってございます。

実際、範囲の話はどうするのかというのは、これを書きながら極めて難しいと思っておるところです。こういった形で決めるということでお示ししたものではないですけれども、議論の材料ということになればと思っております。

それと、今、高田委員からのお話の中で処理責任が誰なのかという決めというのは、基本的には法律で事業活動から伴ってくるものが産業廃棄物だと位置付けられていなければ市町村処理責任だということなのでしょうが、まさにいみじくもおっしゃったとおり、コンビナートが被災すると、事業活動なのかどうなのかというところが甚だ微妙になって、産廃でなければ一般廃棄物で市町村が処理しなさいよ、という話になってしまうと、これは正直言って回らないところもあるという中で、確かに先生がおっしゃったとおり、平時でどういう手順をとって処理すべきかを定めていくということは、処理責任の所在とは別な議論として有効なのかというのは今、御意見いただいたとおりなのかという気はいたしましたところ。

すみません、ちょっと感想になってしまいました。

○杉山部会長　ありがとうございました。

ほかに御意見は。平山委員、どうぞ。

○平山委員　何点かあるのですが、資料4-2の基本方針のところ、よろしいですか。

処理計画の基本方針として掲げるべき事項という形で御説明いただきましたけれども、これはまさしくそのとおりなのですが、ぜひ検討していただきたい点が、これを見るとやはりこの処理計画をもって処理実行計画を作っていくということになろうかと思いたすので、処理計画の基本方針というのは実際には処理実行計画の方針であって、それはくしくも言いかえると、災害時に環境局がどういう方針でその災害を乗り越えるのかという。それは、実際には局長になるのか、あるいは災害対策本部長、知事が都民に向けてこういう方針で災害廃棄物を処理して乗り越えますといったところにつながっていくものでないといけないと思うのです。

そういう観点で見ると、実際に処理をすべき観点、つまり環境局の視点はしっかり入ってはいるのですが、都民の生活の再建をどう考えるのか、それとリンクした形での処理計画を作るというのが基本方針としてはあってしかるべきではないのかなと。もちろん、環境に配慮したとか、衛生的な処理というのがあることはあるのですが、もう一つ、都民の生活再建ときちんとリンクして、あるいはそれを支えるのだと。くしくも、廃掃法の第1条には、ごみを処理するのではなくて、そういう事業活動を通じて都民の、国民の環境保全とか公衆衛生の確保をするのだというのは法律の第1条に書いていますので、それはこの災害廃棄物処理計画の中でも理念として入れておかないといけないと思いますので、ぜひ基本方針の一つには、生活再建とか、あるいはそういった部分を少し検討いただきたいなと。

もう一点は、事業継続という概念を考えないといけない。そういった概念をこの処理計画の中にも基本方針としてぜひ入れ込んでいただきたいと思っています。

それはなぜかと言いますと、やはりリソースが圧倒的に足らなくなる。例えば首都直下の場合、先ほど御説明ありましたが、約5,000万トンのがれきが発生するわけですので、そういったことを考えたときに、リソースが足りない中でどうやってそのリソースを配分していくのか。その考え方となるのが事業継続の考え方で、災害時にどう集中と分散をさせていくのかになります。当然そうなりますと、地域差であるとか、それはその災害の被災の程度であるとかそういったことも出てくると思うのですが、そういったことを考えていかざるを得ないと思うのです。そのような考え方、基本方針が処理計画の中に方針としないと、後々苦しくなるのではないのかなと思います。つまり、ここから先やりますよといったことは明確に書けないので、事業継続という概念、コンセプトを基本方針としてはきちんと入れ込みます、といったことを、ぜひこの処理計画の基本方針としては御検討いただきたいなと思います。それが基本方針に関連することです。

それから、もう一つは、先ほどの計画の対象範囲等にも関連することなのですが、ぜひ他部局との連携の部分に関しても、少しきちんと対象範囲として整理していく。つまり、どういうことかという、例えば、量を減らすであるとか、処理方法、処理主体に関する論点がありますけれども、量を減らすというのは、一番いいのは都民に耐震化をやってもらうことですよね。木造住宅であれば、倒壊してしまえば一棟当たり100トンぐらい出てきますので、それがきちんと耐震化をしていけばごみが一棟当たり100トン減りますので、そうすると災害時の解体がれきを減らすという観点でいくと、普段、あるいは災害前にいかに耐震化を進めるか。それは、環境部局ではなくて建設局になるのですかね、他部局の施策となります。あるいは、先ほどの被災した事業所からの廃棄物等がありますが、東京都

内の事業所に関してはきちっとBCPの中で、もし何かあつてごみが出たらどうしますよというのをきちんと書いてくださいよと。それで、少し暴論を言いますが、BCPが策定してあった場合には、今回の対象の範囲の被災した事業所からの廃棄物に関しては災害廃棄物として処理をしてもいいですよ、BCPがなければ自分で処理してくださいみたいな考え方もあります。そういった部分を考えようとする、事前にどこまでやるのか。BCPを企業に作ってもらうのも環境局ではできませんので、経済局であるとかそういったところと連携していかないといけないと思います。そういったところも詳しく書き込むのではなくて、そういった連携も進めながら、この基本方針にある、どう処理していくのか、環境部局としてのがれき処理の政策を進めていきますよと。そういう概念もぜひ処理計画の中には少し含めていただきたいなというのはあります。

ばらばらと言って申しわけないですけども、もう一点は、今回の熊本でもそうなのですが、東京都、あるいは区といっても、行政ができることは限られてくると思うのです。実際に、本当に首都直下が起こったときには、おそらく区の環境部局、あるいは廃棄物部局の職員は、当初は恐らく避難所対応に行かされると思うのです。今回の熊本がそうでしたから。そうすると、処理実行計画を作る区の職員がいなくなる。そこに都の職員はどう応援していくのかということを考えたときには、災害時も直後からやるべきことというのはあるわけなのですが、都民にもここは少し頑張ってもらわないといけない、例えば避難所での分別は都民の自助で頑張ってもらわないといけないのだという、実際に災害廃棄物を乗り越えるための自助、共助、公助をきちんとやりますという、そういった部分もこの処理計画の基本的な考え方であるとか、処理計画のコンセプトとしてはぜひ入れておいていただきたいと思います。

○杉山部会長　ありがとうございます。

今、4点ほど御意見いただきましたけれども、それにつきまして事務局の方でよろしゅうございますか。

では、ほかの委員もどうぞ御忌憚なく御意見いただきたいと思います。

どうぞ。

○高田委員　余り基本的なことではないですけども、先ほど、平山先生の方が建築物の耐震化とかいうお話をされたと思うのですけれども、災害廃棄物を事前に減らす方法として、耐震化もそうなのですが、私がよく言っているのは、利用目的のない空き家が今どんどん増えていて、東京都でも全国の平均よりは少ないかもしれないのですけれども、人口減少地域においてはどんどん増えていると思うのです。こういったものは、災害が起きたときには、空き家を耐震化する人はいないので災害廃棄物になりやすい。それで、空き家は今、特別措置法ができて、利用できるものはなるべく利用するのだけれども、利用目的でないもので危険なものについては自治体がある程度指定して、課税を強めたり、最終的には代執行で除却ができたりするような制度もできていると思うのですけれども、災害が起きたときには空き家は必ず災害廃棄物の元になりますので、こういったものも耐震化とともに、建築部局などとそういうものの除却を進めておくといえますか、もともと所有者が解体すれば、所有者の費用負担で解体することになりますし、建設リサイクル法で全部リサイクルに回るといことなのですから、災害が起きてしまうと、全部公費でやらないといけないという形で税金の負担になってしまう、というようなこともあります。

で、こういったものについても考えられ得る災害廃棄物を減らす方策のメニューの中には、ちょっと足して書き込んでおいていただきたいなと思います。それを思い出しました。

○杉山部会長 ありがとうございます。

○宮脇委員 済みません、追加で。

○杉山部会長 宮脇委員、お願いします。

○宮脇委員 今の関連の続きみたいな形なのですが、災害廃棄物として有害物、危険物が出てきたときの話がこの資料4-2にも書いてあるのですがけれども、これも同じでして、例えば家庭内にあるような有害物で退蔵されている物も結構話題になっています。こういうものについても、例えば都内ですとやはり相当量が退蔵されているということになりますので、有害物資、石綿、PCBだけでなく、環境負荷、もしくは実際に被災した場合に健康影響なども出る可能性もありますので、このあたりも、これは通常の廃棄物の計画の方にももちろん入っていたと思うのですがけれども、ちょっとさかのぼって言うと、そういうのもやっておいた方がいいのかなということと、PCB、石綿については震災前になるべく対応がとれるような形になればいいのではないかなと思っています。

すみません、感想みたいなので。

○杉山部会長 ありがとうございます。

○宮脇委員 別の話がもう1件ありまして、基本方針がこちらにたくさん書いてあって、内容については非常に私も納得しているところでございます。

それで、並列的なところもあるかと思うのですが、一部は順位付けも必要なのではないかなということもあって、これはこの会議の中で決めていくことかもしれませんけれども、どういうところを優先すべきかみたいなのところも少しあってもいいかなというようなところはあります。衛生的な処理は悪臭、害虫などという話もありますが、そこから伝わって虫の話になりますと、伝染病とかの関連もありますので、そういう意味でいろいろ検討した上で優先順位なども必要かなと感じています。

以上です。ありがとうございます。

○杉山部会長 ありがとうございます。

今、各委員から御意見いただきました、災害廃棄物の出てきたものの処理なのですがけれども、それを減らすためにはそもそも災害廃棄物にならないように、事前に耐震化であったり空き家の問題であったり、あるいは家庭内に退蔵されているような廃棄物とか、そういうことを考えますと、都民の役割ですとか事業者の役割ということで、災害廃棄物になる前にリデュースというのでしょうか。その役割もしっかり書き込んでおく必要があるようにも、各御意見を伺いながら思っていたのですが、その部分につきましては事務局の方でお考えになってらっしゃることはございますか。

○藤井計画課長 ありがとうございます。

御指摘はそれこそそのとおりだと思ってございます。

災害廃棄物処理計画に書き込むのか、そういった形で都民に普及、啓発のような形でやっていくのか、また地域防災計画の見直しの中で東京都全庁的に各部局に働きかけていくのか、方法はいろいろあるかと思います。ちょっとそこら辺は今の段階で事務局的な想定はなかったものなので、今後の対応として考えていきたいと思っています。

○谷上資源循環推進部長 はっきり言いまして、災害廃棄物の出ないまちづくりという想

定は我々の頭の中にはなかったのですけれども、平山先生からいろいろとヒアリングを聞いている段階で、ああそうかと思った内容でございます。実際のところ、今年度作る災害廃棄物処理計画の中にそういう観点も必要だという御提言は必要だと思っているので、議論していただいて結構だと思っているのですが、後ろにも他の局の方々がいらっしゃいますけれども、我々の方からどうやったらいいかという話になってきますと、まだノーアイデアのところがございます、そこは今後の課題ということで整理させていただければと思っています。

○平山委員 補足していいですか。

○杉山部会長 どうぞ。

○平山委員 私も行政的な手続を少しすっ飛ばして言っている部分もあると思うのですが、今回は基本的な考え方なので、それがいいのかないのかが大事なかなと思っています。もちろん今回作成する計画の中ではそれを具体的にどうしていくのかまでは書き込めない部分があると思います。なので、そういったところについても、環境局としては連携しながら今後、進めていくというか、連携しながら考えていく、あるいは検討していくというような書き方で、ぜひどこかには入れておいていただきたいという趣旨で言いましたので、耐震化を進める施策をこの中で具体的に書いていただきたいとか、検討しないといけないという趣旨ではない、というご理解をお願いします。

○杉山部会長 ありがとうございます。

それでは、まだ少しお時間もありますので、ほかに御意見がございましたら。

宮脇委員、お願いいたします。

○宮脇委員 4-1の対象となる廃棄物の関連なのですが、参考ということで2ページ目に書いてあって、こんなものが災害廃棄物と特に一般廃棄物ということでいろいろ書かれているのですが、このあたりに少し、有害廃棄物の中に医薬品というキーワードは一応なくはないのでいいのですが、大災害の場合には多分、救護とか、医療系の関係でたくさんの処置が行われる場合の災害時の医療廃棄物の取り扱いなどについても、今回の計画にはぜひ記載があるといいなと感じております。もちろん、災害直後もそうですし、それ以降も含めてということです。

○杉山部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

高田委員、お願いいたします。

○高田委員 先ほど来お話がありました、資料4-2の基本方針として掲げるべき事項で7つ挙げられて、その御説明もあったわけなのですけれども、先ほど優先順位みたいな話もちらっとは出ていたのですが、私の方の考え方からすると、基本は先ほど平山先生がおっしゃったように廃掃法で都民の生活環境というか、そのところが1番に掲げられているということだと思いますので、本来は、1番には当然、私は平山さんと前も話していたのですけれども、安全、迅速、安価、そういうような形の順位付けと言ったらおかしいのですけれども、順番から言うとそういう形なのかなと思います。だから、4番目、5番目、6番目が基本的には安全の話だと思うのです。3番目が迅速の話で、7番目が安価の話。これをトータルで、トレードオフとかになる部分もあるので、それを計画的に対応するという1番の話になってくる。

では、リサイクルは優先順位の中に入るのかというと、これは本来は優先順位の中で順番付けるといような話ではなくて、トータルとして計画的に推進しようということ、例えばトータルで言うとリサイクル率の目標なり何なりというのをこの計画の中で数字的に挙げるかどうかは別として、それをなるべく高めるといのは、安全、迅速、安価というように処理に配慮しながら、トータルとしてはリサイクル率はなるべく高い方がいいですよ、という話で、リサイクル率を高めるために安全を犠牲にするとか、そういうことは基本的にはあってはならない話だとは思いますので、今のような考え方をもう少し整理して、あまり優先順位付けして1番はどうです、2番はどうですということはないと思うのですけれども、トレードオフの部分があるということに配慮しながら、安全、迅速、安価という三角があって、それ全体を計画的に処理する。それで、その中でリサイクル率をなるべく高めていくというように形、私の頭の中ではそういう整理かなと思うのですけれども、これも皆様方、御意見がありましたら、またそれを参考にしながら考えていけばいいのではないかなと思います。

○杉山部会長　ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

様々な御意見を頂戴いたしました。非常に深い話をいただいておりますので、簡単にまとめるというのも恐縮ですが、ポイントとなりますのは災害の対象とする範囲ですけれども、それにつきましては先ほどの御議論の中では、基本、一番中心となるのはやはり直下型などの震災、津波であるけれども、とはいいながらも、やはりマルチに広く風水害も含めて災害というのも捉えていこうという御議論をいただきました。

それから、実行計画は災害が起こった後の実行計画ということにはなるわけですが、それが実際そういう事態が起こった場合には、スムーズに実行計画が立てられるように、ある程度この計画の中で実行計画につながるような部分も書き込んでいくべきであろうという御意見もいただいております。

それから、4-1、4-2の資料につきましては、まず4-1については対象廃棄物を事務局案としていろいろ赤で囲っていただいておりますけれども、必ずしもその現場になったら、きっちりとこの赤枠の中だけということもなかなか難しかろうという御意見もいただきましたし、また、処理責任についても御意見をいただいております。

それから、有害廃棄物の部分につきましては、災害時の医療廃棄物というお話もいただいております。

それから、4-2の基本的な考え方、基本方針として掲げるべき事項というところにつきましても、いろいろな意見をいただきました。方針の中に、都民生活の再建という視点を入れるべきだという御意見、それから事業継続ということです。それから、他部局との連携。どこに入れ込むかということは別にしまして、基本的な考え方としてきちっと入れ込む話として、他部局との連携。これに関連しては耐震化ですとか空き家の問題。それから、そもそも都民が普段から退蔵しているいろいろな有害廃棄物はちゃんと処分しておくとか、幅広く災害廃棄物の出ないようなまちづくりに関連する、そういう話もいただいております。

この辺は、どこまでこの計画の中に入れるかということとはまた次の問題としまして、やはり考え方というのはいち早く示しておくべきだろうという御意見を委員の皆様から頂戴

しております。

それから、基本方針を今は7つ出されておりました、列挙されておりますけれども、その中での順位付けというようなことも必要ではないかというお話がありまして、安全、迅速というような視点で考えていくべきだろうというような御意見もいただいております。

私のまとめでは甚だ不十分なところもたくさんございますが、抜けているところがあれば大変恐縮です。御意見いただいたところをまた踏まえて、基本的考え方について、あるいは対象となる災害廃棄物の種類、案というところもまた見直しをしていただきまして、また次回以降の部会、あるいはWGの中で検討を進めていただくことにさせていただければと考えております。

何か、これだけはもうちょっと言っておきたいというような確認がございましたら、ぜひ御意見を頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。今の段階でよろしゅうございますか。またこれからの議論の中でも、どんどん皆様には御意見を頂戴したいと思っております。

それでは、先ほど資料の5につきまして、簡単には御説明いただいているのですが、改めまして、今後のスケジュールということで御説明をいただければと思います。

○藤井計画課長 ありがとうございます。

先ほど、答申までのスケジュールのイメージを簡単に説明させていただきましたが、この後でございます。本日、WGの設置について御了解いただいたということでございますので、各WGの検討をして参りたいと思っております。

次回の部会までの間に、体制づくりのWGは1～3回、処理技術・フローの関係のWGは1～2回程度やって、一旦こちらの部会の方にWGの検討状況を報告させていただくという段取りで考えてございます。

次の部会では、各WGで検討した内容を踏まえて、処理計画の骨格について御議論いただき、その次の第3回で中間のまとめについて御議論いただければと思っております。

次回の予定では今のところ10～11月ごろに開催させていただければと思っております。日程調整をさせていただいた上で、開催時刻についてまた正式な通知を別途お送りさせていただきたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

○杉山部会長 ありがとうございます。

それでは、議事の(5)の「その他」というのがございますが、これにつきましては何かございますか。委員の皆様から何か今後の議論の中で注意点とか、御要望ですとか、何かございましたら伺いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

御発言がないようでしたら、本日の議題は全てこれで終了ということにさせていただきたいと思っております。

最後に、事務局に進行をお返しいたします。

○藤井計画課長 本日は非常に多くの御意見をいただきましてありがとうございます。

本日いただきました貴重な御意見をもとに、引き続き事務局の方でも検討を進めていきたいと考えてございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして第1回の「災害廃棄物部会」を閉会いたします。本日はありがとうございます。

○杉山部会長　ありがとうございました。